「18歳」という分岐点

- 子どもの持つ「力」と児童福祉専門職者が相互作用するとき -

立命館大学大学院 応用人間科学研究科 対人援助学領域 家族機能・社会臨床クラスター 杉江 太朗

児童相談所は、児童福祉法に基づき都道府県に設置される、児童福祉を専門とした行政機関である。戦後の浮浪児対策に始まり、非行・障害・不登校などその社会が映し出す様々な児童福祉の諸課題に対応をしてきた。現在は、児童虐待対応が中心業務となっており、児童福祉司はその対応に追われ疲弊している。

Aは、父からの支配とも言える生活環境から抜け出し、児童福祉司と関わることとなった。Aは当時 17 歳であった。児童福祉司はAの「父に生きているかどうかも知られずに生きていきたい」「高校に入学して生活を取り戻したい」という希望に沿って対応をしたが、年齢上の制約や、金銭的な課題を打破することが出来ず、処遇は難航した。

Aは、それでも希望を捨てなかった。児童福祉司もAの希望を叶えるべく奮闘し、その奮闘が遠く離れた施設長まで繋がり、Aの希望の実現を引き継ぐことが出来た。そしてそこでは、様々な能動的な関わりが生まれ、Aは自身の夢であった、大学進学を実現した。

皆がAを被虐待児とカテゴライズすることなく、自発性を尊重し、伴走者であり続けた。 そこでは、児童の権利を尊重する精神の存在が前提であり、それぞれの児童福祉専門職者 としての専門性や「実践の知」が相互作用していた。

このような仕事を可能とする余地が、児童福祉司を続ける上での糧となり、結果的にその専門性を高めることに繋がるのではないだろうか。